

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、さんま、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
さんま	京都府さんま漁業	現行水準
まあじ	京都府まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	京都府まいわし漁業	現行水準